

## 基準点表

※長さ、面積、体積を単位とした基準点の計算は、単位に満たない端数を切り捨てて算定した後の合計となります。

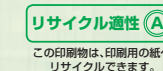
●別表第1	工事内容	点数		
1-1	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所		
1-2	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所		
1-3	住宅内に耐震シエルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所		
1-4	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所		
1-5	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所		
1-6	柱、梁、又は筋かいの接合金物を増設する工事	5点/箇所		
注) この表は、耐震改修工事と併せて施工するリフォーム等工事には適用しない。				
●別表第2	工事内容	点数		
2-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事		
2-2	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所		
2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所		
2-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m <sup>2</sup>		
2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所		
●別表第3	工事内容	点数		
3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m <sup>2</sup>		
3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所		
3-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 浴室の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	
		(2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	
		(3) 固定式の乗乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	
		(4) 身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	
3-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 便所の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	
		(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	
		(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	
3-5	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらをつなぐ経路に手すりを取り付ける工事	(1) 長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	
		(2) 長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	
3-6	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあつては、段差を小さくする工事を含む）	(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m <sup>2</sup>	
		(2) (1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m <sup>2</sup> 又は2点/箇所	
3-7	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	
		(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	
		(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
			ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
		ハ イ及びロ以外のもの	2点/箇所	
3-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらをつなぐ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m <sup>2</sup>		
3-9	エレベーターや階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所		
●別表第4	工事内容	点数		
住宅に県産木材を使用した工事		2.5点/0.1m <sup>2</sup>		
●別表第5	工事内容	点数		
5-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	
		(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	5m未満は5点/箇所 5m以上は10点/箇所	
		(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1階分につき5点	
5-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	
		(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	
		(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所		
●別表第6	工事内容	点数		
6-1	居室の床面積の合計がリフォーム工事着手前と比べ10m <sup>2</sup> 以上増加する工事	1点/m <sup>2</sup>		
6-2	便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1か所以上増設する工事	10点/箇所		

## 住宅リフォーム総合支援事業 お問い合わせ窓口

	市町村担当課	電話番号（代表）	住所
村山地区	山形市建築指導課	023-641-1212	山形市旅籠町2丁目3-25
	上山市建設課	023-672-1111	上山市河崎1丁目1-10
	天童市建設課	023-654-1111	天童市老野森1丁目1-1
	山辺町建設課	023-667-1113（直通）	東村山郡山辺町緑ヶ丘5
	中山町建設課	023-662-2111	東村山郡中山町大字長崎120
	寒河江市建設管理課	0237-86-2111	寒河江市中央1丁目9-45
	河北町都市整備課	0237-73-2111	西村山郡河北町大字谷地戊81
	西川町建設水道課	0237-74-2111	西村山郡西川町大字海味510
	朝日町建設水道課	0237-67-2111	西村山郡朝日町大字宮宿1115
	大江町建設水道課	0237-62-2111	西村山郡大江町大字左沢882-1
最上地区	村山市建設課	0237-55-2111	村山市中央1丁目3-6
	東根市商工観光課	0237-42-1111	東根市中央1丁目1-1
	尾花沢市建設課	0237-22-1111	尾花沢市若葉町1丁目1-3
	大石田町建設課	0237-35-2111	北村山郡大石田町緑町1
	新庄市都市整備課	0233-22-2111	新庄市沖の町10-37
	金山町環境整備課	0233-52-2111	最上郡金山町大字金山324-1
	最上町建設課	0233-43-2111	最上郡最上町大字向町644
	舟形町地域整備課	0233-32-2111	最上郡舟形町舟形263
	真室川町建設課	0233-62-2111	最上郡真室川町大字新町127-5
	大蔵村地域整備課	0233-75-2111	最上郡大蔵村大字清水2528
置賜地区	鮭川村農村整備課	0233-55-2111	最上郡鮭川村大字佐渡2003-7
	戸沢村建設水道課	0233-72-2111	最上郡戸沢村大字古口270
	米沢市都市整備課	0238-22-5111	米沢市金池5丁目2-25
	南陽市建設課	0238-40-3211	南陽市三間通436-1
	高島町建設課	0238-52-1111	東置賜郡高島町大字高島436
	川西町地域整備課	0238-42-6647（直通）	東置賜郡川西町大字上小松1567
	長井市建設課	0238-84-2111	長井市ままの上5-1
	小国町地域整備課	0238-62-2431（直通）	西置賜郡小国町大字小国小坂町2丁目70
	白鷹町建設水道課	0238-85-2111	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833
	飯豊町地域整備課	0238-72-2111	西置賜郡飯豊町大字椿2888
庄内地区	鶴岡市建築課	0235-25-2111	鶴岡市馬場町9-25
	酒田市建築課	0234-22-5111	酒田市本町2丁目2-45
	三川町建設環境課	0235-66-3111	東田川郡三川町大字横山字西田85
	庄内町建設課	0234-43-2211	東田川郡庄内町大字余目字町132-1
	遊佐町地域生活課	0234-72-3311	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211

このパンフレットに関するお問い合わせは

山形県 県土整備部 建築住宅課 TEL:023-630-2649（直通）



この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。



### ■ご利用の条件

- 「自ら所有し、自ら居住する住宅」または「空き家を購入または相続・贈与で取得して居住する住宅」であること
- 山形県内に住所を有する個人事業者または山形県内に本店または主たる事業所を有する法人事業者が工事を施工すること

### ■ご利用上の注意

- 申込みが予算に達した場合に年度途中で終了することがあります。





# 住宅リフォーム 補助のポイント

## Point 1 移住世帯への支援を拡充しました!

移住世帯とは 平成30(2018)年4月1日以降に県外から県内に移住した世帯員がいる世帯

※ 例えば、県外に進学していたお子さんが地元で就職、実家に同居するような場合も対象に加わります。

	一般世帯	移住世帯	移住 + 多子又は新婚世帯
補助金 上限額	10% 20万円	20% 30万円	30% 40万円

※「県産木材多用タイプ」又は「空き家活用タイプ」の場合、上限額をそれぞれ10万円高上げ

## Point 2 一定の要件を満たす世帯を対象に支援内容の優遇があります。

対象となる世帯	世帯の要件	優遇の有無	
		一般世帯	移住世帯
1. 三世帯世帯	平成13年4月2日以降に生まれた子がいる三世帯世帯（出産予定を含む）	○	—
2. 近居世帯	平成30年4月1日以降に親世帯と子世帯（平成13年4月2日以降に生まれた子がいる世帯に限る）の居所が新たに近居区域になった世帯（出産予定を含む） 近居区域…(1)居所の直線距離が2km以内 (2)同一小学校の通学区域内。ただし、近居区域内の転居は対象外です。	○	—
3. 新婚世帯	補助申請日において婚姻した日から1年以内である世帯	○	○
4. 多子世帯	平成13年4月2日以降に生まれた子が3人以上いる世帯（出産予定を含む）	○	○

このページもご覧ください

## Point 3 空き家を取得してリフォームする場合、支援内容の優遇があります。

1. 売買で購入した空き家（※中古住宅診断が必要となります）
2. 相続または贈与で取得した空き家

## Point 4 併用できる補助金等を追加しました!

併用可能な補助金	補助内容
1 やまがた中古住宅利子補給	中古住宅を購入する際の住宅ローンに対する利子補給（10年間で最大50万円）
2 中古住宅診断補助	中古住宅の売買の際に行われる「中古住宅診断」（インスペクション）費用の補助（検査費用の2分の1、上限3万円）

一般的なリフォーム工事向けと耐震改修工事向けの補助金は併せてご利用いただけます。（それぞれの要件を満たすことが必要です。）

## 一般的なリフォーム工事向け

対象  
工事

- ①減災・部分補強、②寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）、③バリアフリー化、④一定量以上の県産木材使用、⑤克雪化のいずれか一つ以上含み県の定める基準点が10点以上となる工事（工事費が50万円未満の場合は5点）

（要件工事） ※基準点の計算方法は、このパンフレットの「基準点表」をご覧ください。

### ● 県補助金の額

※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

世帯要件	一般リフォーム タイプ	県産木材多用 タイプ (県産木材3㎡以上使用)	空き家活用 タイプ <sup>※2</sup>
一般世帯	なし 10%・20万円 (補助率) (上限額)	10%・30万円	
三世帯世帯 <sup>※1</sup> 近居世帯 新婚世帯 多子世帯	20%・30万円	20%・40万円	
移住世帯	なし 20%・30万円	20%・40万円	
新婚世帯 多子世帯	30%・40万円	30%・50万円	

※1 三世帯世帯は「三世帯同居リフォーム工事」（以下のいずれか）を行う必要があります。  
①住宅の居室の床面積がリフォーム工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事  
②トイレ、浴室、洗面所または台所のいずれかを増設する工事（既に設置されているもの他に一か所以上増設する工事）  
③住宅内のバリアフリー化を図る工事

※2 「空き家活用タイプ」の適用には、中古住宅診断が条件となります。（空き家を売買により取得した場合に限り、相続や贈与の場合は不要です。）

総額が  
補助対象

### 要件工事以外のリフォーム工事



そのほか  
・住宅用車庫や物置の増改築、修繕  
・エアコン設備  
・エアコン設備  
・門柱、塀、フェンスの修繕  
など様々ですが「**工事を伴うもの**」が対象となります

注意：補助対象とならない工事もあります

### ◆ 県補助金の計算例

（リフォーム工事費総額が100万円の場合）

県補助金額 = 100万円 × 10% = 10万円  
(リフォーム工事費) (補助率)

総額が  
補助対象

### 要件工事となるリフォーム工事

#### ① 減災・部分補強

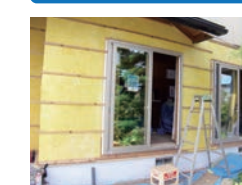


筋かいなどを設置



防災ベッドの設置

#### ② 寒さ対策・断熱化



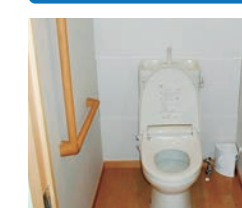
二重サッシに交換



浴室に暖房機を設置

ヒートショックを防止するためには  
以下の工事をうまく組み合わせることで  
利用頻度の高い空間の温度差を  
小さくすることが重要です。  
○居間や寝室等を断熱改修  
○温度が低くなりやすい浴室・脱衣室・  
トイレ・廊下への暖房機器設置

#### ③ バリアフリー化

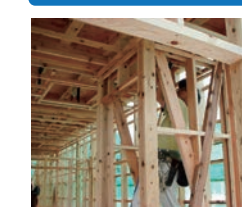


和式から  
洋式トイレへ



手すりの  
設置

#### ④ 県産木材使用



増築部分に  
県産木材を使用

#### ⑤ 克雪化



融雪屋根  
設備

## 耐震改修工事向け

対象  
工事

住宅の耐震診断の結果に基づき  
県が定める水準以上の耐震性能  
を確保する工事

（※予め耐震診断を受ける必要があります。  
市町村によっては耐震診断への補助があります。）

### ● 県補助金の額

耐震改修工事に  
要する費用の **25%** (上限40万円)

※市町村によっては、県の補助金への上乗せがあります。

### ◆ 県補助金の計算例 (耐震改修工事費用が 200万円の場合)

200万円 × 25% = 50万円  
(耐震改修工事費) (補助率)

ただし県補助金は上限40万円のため  
県補助金額 = 40万円



基礎を補強する工事



筋かいや構造用合板で補強する工事

詳しくは…



補助金などの支援制度は、山形県住宅情報総合サイト  
「タテッカーナ」のホームページで  
ご確認いただけます。  
市町村ごとに住宅支援制度を検索することもできます。

「フェイスブック」で住宅に関する情報をご確認いただけます。

<http://www.pref.yamagata.jp/tatekana/>

または  で

<http://www.facebook.com/Tatekana/>

